

群馬県内金融機関における成年後見制度関連手続きの共通化について

群馬県信用組合は、令和8年7月1日より、群馬県内に本店を置くすべての信用金庫および一部の信用組合と成年後見制度関連手続きに関する取扱いを下記のとおり共通化いたします。

当組合では、今後もお客さまのご要望にお応えできるよう、より一層のサービスの向上に努めてまいります。

記

1. 成年後見制度関連手続きを共通化する金融機関

金融機関名	実施時期
アイオー信用金庫、北群馬信用金庫、桐生信用金庫、しののめ信用金庫、高崎信用金庫、利根郡信用金庫、館林信用金庫、あかぎ信用組合、ぐんまみらい信用組合、群馬県信用組合	令和8年7月1日（水）

2. 共通化の目的

成年後見制度関連手続きにおいて、金融機関ごとに書式や記入方法、ご提出いただく確認書類が異なるなどの煩雑さを解消し、お客さまのご負担を軽減することを目的としております。

3. 共通化の概要

- （1）お客さまにご記入いただく「成年後見制度に関する届出書」等の書式の共通化
- （2）お客さまからご提出いただく確認書類（登記事項証明書等）の共通化

4. その他

本取組につきましては、成年後見制度に関する手続きを共同で行うものではなく、これまでと同様に各金融機関への書類の提出が必要となります。なお、お取引内容によりましては、金融機関ごとにお手続きが一部相違する場合がございます。詳しくは、当組合お取引店までお問い合わせください。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

群馬県信用組合 人事・事務管理グループ

TEL. 027-382-4116

